

東広島市告示第41号

東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月12日

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得の一部を改正する告示

東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 5 入札の保証に関しては、前各項に規定するもののほか、契約規則その他別に定める物品調達等及び委託役務契約における契約保証に関する事務処理要領（平成26年4月1日制定）に定めるところによる。

第4条第1項中「うえ」を「上」に改め、同条第2項中「（別記様式第1号）」及び「（別記様式第2号）」を削り、同条第3項中「（別記様式第3号）」を削る。

第5条第2項中「（別記様式第4号）」を削り、「うえ」を「上」に改め、同条第3項中「（別記様式第5号）」を削る。

第6条第2項第1号中「（別記様式第6号）」を削る。

第16条第1項に次のただし書を加える。

ただし、契約担当職員がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

第16条に次の1項を加える。

- 3 契約担当職員は、第1項の規定による契約書の作成を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機により情報処理の用に供されるものをいう。）により行う場合においては、当該契約書に契約規則第29条に規定する措置を講じたことをもって、これに記名押印したものとみなす。

別記様式第1号から別記様式第6号までを削る。

附 則

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得の規定は、この告示の施行の日以後にする入札の公告又は指名の通知（以下「入札公告等」という。）に係る物品調

達等及び委託役務の入札について適用し、同日前にした入札公告等に係る物品調達等及び委託役務の入札については、なお従前の例による。